

会社再建会計

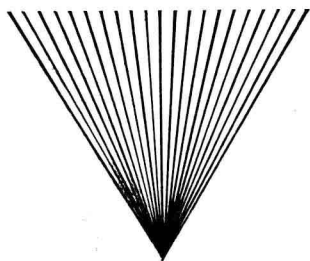
大月市立短期大学教授 片岡泰彦著

■ 減資 会社 計
■ 増資 会社 計
■ 私的再建 会社 計
■ 合併 会社 計
■ 分割 会社 計
■ 和議 会社 計
■ 会社整理 会社 計
■ 会社更生 会社 計
■ 清算 会社 計
■ 破産 会社 計
■ 倒産 会社 計

中央経済社

会社再建会計

大月市立短期大学教授
片岡泰彦 著



中央経済社

＜著者紹介＞

現在 市立大月短期大学教授

著書 『財務会計総論』（共著）森山書店
『会社再建会計』（共著）中央経済社
『ウルフ会計史』（共訳）法政大学出版局
『新財務会計総論』（共著）森山書店
『会計総論』（共著）中央経済社
『教養簿記』杉山書店
『財務会計要論』森山書店

現住所 東京都杉並区高円寺南1丁目22-6

会社再建会計

昭和58年10月20日 第1版発行

著 者 片 岡 泰 彦

発行者 渡 辺 正 一

* * *

発行所 (株) 中央経済社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話・(293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

振替口座・東京 0-8 4 3 2

印刷/第 一 印 刷

製 本/美 行 製 本

落丁・乱丁はお取替え致します。

ISBN4-481-17203-7 C 3034

著者のことば

かつて、著者片岡泰彦は、片岡義雄著『新株式会社特殊会計』のうち、再建会計に関する部分を抜き出し、その内容を全面的に修正・加筆し、片岡義雄・片岡泰彦共著『会社再建会計』として刊行した。類書のないせいもあり、版を重ね今日に至っていた。

昭和56年6月に改正された「商法」は昭和57年10月1日に施行され、これに伴い昭和57年には「計算書類規則」および「財務諸表規則」の改正、「企業会計原則」の修正が遂行された。

この機会に、新法規を織り込み、全面にわたって書き直し、「分割会計」と「倒産会計」を追加し、片岡泰彦著『会社再建会計』として、新たな出発をすることにした。

思えば、昭和40年、山陽特殊製鋼株式会社は負債総額424億円に達し、会社更生手続の適用を神戸地裁に申立てた。これをきっかけとして60億円以上の粉飾決算が明らかになり、経営者に対する経営責任、監査役および公認会計士に対する監査責任が追及された。

この粉飾決算事件を契機として、監査役や公認会計士の権限強化の必要性が叫ばれ、昭和49年には、商法、企業会計原則等の改正が実施されたのである。

そして、山陽特殊製鋼は、会社更生手続に基づく再建計画の遂行によって体質改善が進んだので、昭和48年12月には更生手続が完了し、現在は健全な経営活動を営んでいる。

その後、経済上の不況を反映して、会社更生手続、会社整理および和議等の裁判上の手続、また合併・分割等の手続に頼って、または私的再建によって、破綻した会社の財政再建を計る会社が続出している。

特に会社更生手続は、国家の強力な再建方法として、有名な大会社の救済に

2 著者のことば

重要な役割を果たしてきている。

例えば、日本特殊鋼、佐藤造機、阪本紡績、興人、永大産業、酒悦、東洋バルブ、林紡績、花咲、筑摩書房、北商、吉野屋等がある。

そして、東京サンド、藤五ストアのように和議手続、またミツワ石鹼、近江兄弟社、旭交易のように会社整理手続によって再建を計る会社も少なくない。

また、合併によって会社再建を計ろうとする会社もある。例えば、北辰電機は横河電機に、ヤシカは京セラに吸収合併されることによって、再建を試みている。

そして、北海道炭鉱汽船のように、本社、幌内炭鉱、真谷地炭鉱、夕張炭鉱の四社に会社を分割することによって、再建を計ろうとした企業もある。

当然のことながら、ヤマハ発動機、日本化学工業のように、私的に再建をめざす会社も多い。

しかし、残念ながら、会社更生手続を一度は申立てながら、破産に移行せざるを得なかったヴァンジャケットや、特別清算に移行することになった北炭夕張炭鉱等も存在する。

おそらく、今後とも、裁判上または裁判外の手続によって再建を計る会社、また不幸にも再建が成功せず、清算や破産へと移行する会社も少なくないことが予想される。

本書は、従来の伝統的な財務会計の観点からすれば、極めて特殊な分野に属する。

従来の財務会計が、継続企業の公準を基礎に置いているのに対して、閉鎖企業をも前提とする領域にまで及んでいるからである。

さらに、法律と会計の理論と実務が関連しあうこの分野では、法律と会計双方の知識が必要となる。特に会計上の問題点は、今後ますます重要な地位を占めることと思われる。

本書の内容には、不完全な点や思い違いの箇所も少なくないであろうことを恐れる。いつの機会にか正していくつもりである。厳しい批判を通じて、筆者自身鍛えられたいという願望に励まされて、本書を公刊する次第である。

このささやかな一書が，株式会社の再建会計に興味を有する人々および実務に携わる方々に対し，多少なりともお役に立つならば，私にとって望外の喜びある。

終りに，本書の出版に際し，深い理解と協力を頂いた中央経済社の渡辺正一社長をはじめ，長田光雄氏，糟谷宏一氏に対し，心から深い感謝の意を表したい。

昭和58年8月吉日

著者しるす

目 次

第1章 序 説

第1節	会社再建会計の意義	1
第2節	会社再建の方法	2
第3節	破産制度から再建制度への歴史	5

第2章 減 資 会 計

第1節	減資の意義	9
第2節	減資の手続	9
第3節	減資の種類	10
第4節	減資の方法	11
第5節	減資に関する基本会計処理	16
第6節	減資に関する会計処理例解	17
第7節	減資貸借対照表	22

第3章 増 資 会 計

第1節	増資の意義	25
第2節	新株発行の意義	26
第3節	新株発行事項の決定	26
第4節	通常の新株発行	27
第5節	特殊の新株発行	28
第6節	新株発行に関する基本会計処理	35
第7節	新株発行に関する会計処理例解	36
第8節	新株発行費	39

第4章 私的再建会計

第1節 私的再建の意義	41
第2節 準更生と私的整理	42
第3節 私的再建会計の手續と例解	43

第5章 合併会計

第1節 合併の意義	53
第2節 合併の効果	53
第3節 合併の目的	54
第4節 合併の法的性質	55
第5節 合併の態様	56
第6節 合併と営業譲渡の差異	58
第7節 合併の手續	59
第8節 合併契約書	60
第9節 合併交付金と合併差損益	62
第10節 合併比率と企業評価	63
第11節 合併貸借対照表	67
第12節 吸収合併の会計	68
第13節 新設合併の会計	71

第6章 分割会計

第1節 株式会社分割の意義	77
第2節 会社分割の目的	79
第3節 会社分割の方法	80
第4節 分割貸借対照表	81
第5節 会社分割の会計処理	82

第7章 和議会計

第1節 和議の意義	85
第2節 和議制度	86
第3節 和議制度と他の制度との関係	86
第4節 和議手続	87
第5節 和議の機関	89
第6節 和議条件	91
第7節 和議貸借対照表	92
第8節 和議手続に関する基本会計処理	93
第9節 和議手続に関する会計処理例解	94

第8章 会社整理会計

第1節 会社整理制度の意義	99
第2節 整理手続	100
第3節 整理貸借対照表	107
第4節 整理手続に関する会社処理例解	108

第9章 会社更生会計

第1節 会社更生法	113
第2節 会社更生手続	114
第3節 債権と株式	119
第4節 更生計画	122
第5節 更生貸借対照表	125
第6節 資産の評価規定	127
第7節 更生手続に関する会計処理例解	127

第10章 清算会計

第1節 会社解散の意義	137
-------------	-----

4 目 次

第2節	会社解散の原因	138
第3節	会社清算の意義	139
第4節	会社清算の方法	139
第5節	清算手続	142
第6節	通常清算会計	143
第7節	特別清算会計	150
第8節	清算貸借対照表と清算財産目録	156
第9節	清算会社の監査	165

第11章 破産会計

第1節	破産制度の意義	167
第2節	破産制度の歴史	167
第3節	破産手続と他の手続との関係	168
第4節	破産の原因	171
第5節	破産の申立権者	172
第6節	管理機関	173
第7節	破産財団	175
第8節	別除権	176
第9節	破産債権への配当と免責制度	177
第10節	破産貸借対照表	179
第11節	破産手続に関する基本会計処理	183
第12節	破産手続に関する会計処理例解	185
第13節	強制和議	189

第12章 倒産会計

第1節	倒産会計の意義	191
第2節	継続企業の公準	194

第3節 債権者保護と株主保護	196
第4節 公開性	198
第5節 財務諸表	199
第6節 倒産の原因	201
第7節 倒産傾向の予測	207
第8節 会計学的重要性	210
参考文献	211
索引	213

凡 例

本文中に引用した主な法規の略称は次のとおりである。

商	商法	破	破産法
和	和議法	独禁	独占禁止法
更生	会社更生法		

第1章 序 説

第1節 会社再建会計の意義

会社再建会計とは、会社が財政上困難に陥った場合に、この困難を切りぬけてフレッシュ・スタートするための会社再建上の会計手続をいう。

一般に、財務会計は継続企業を前提とし、経営活動によって引き起こされる総ての取引の価値を、測定・記録・総括して、外部の利害関係者に、財務に関する情報を報告するためになされる会計手続である。会社再建会計も、同様に総ての取引の価値を、測定・記録・総括して、外部の利害関係者に、財務に関する情報を報告するという目的を有する点では、財務会計の分野にそのまま属する。

しかるに、一度財政上困難に陥った会社は、必ずしも再建されて経営を継続するとは限らない。すなわち、和議、整理、会社更生等を申請した場合でも、後で破産または清算に移行するという場合もあり得る。

このような場合に、会社は、継続企業だけを前提とするのではなく、閉鎖企業をも前提として考慮する必要が生じてくる。

したがって、会社が財政上困難となり、破産か再建かの岐路に立たされたときには、企業会計も継続企業と閉鎖企業の双方の立場からこれを考察する必要が生じてくる。この点では、継続企業だけを前提とする財務会計とは異なってくる。

しかし、会社再建会計は、あくまで企業の継続を目標として再建を計る会社を対象とする会計手続であり、閉鎖企業を前提とする清算、破産等の会計手続

2 第1章 序 説

のほとんどが、財務会計上の処理手続を採用しているという点を鑑みると、会社再建会計は、財務会計における特殊な一会計部門とみなすのが適当であると思う。

したがって、会社再建会計は、広義の財務会計における株式会社特殊会計の分野に属するという概念を前提として解説する。

第2節 会社再建の方法

わが国において、株式会社が財政上困難に陥った場合に、会社の経営を継続させたまま再建をはかり、フレッシュ・スタートするためには、裁判外の手続と裁判上の手続がある。

裁判外の手続には、私的再建と合併・分割等があり、裁判上の手続には、和議法上の和議、商法上の会社整理および会社更生法上の会社更生がある。

そして、会社が再建に失敗し、会社を解散して閉鎖する場合には、清算および破産等の手続がある。

会社が財政上困難に陥った場合に、まず試みるべき再建方法は、私的再建である。

私的再建は、裁判上あるいは法律上の手続ではなく、会社内部で任意的に実施できるので、最も簡単で費用も安くすむ再建方法といえることができる。

しかし、この方法は強制力をまったく持たないので、経営者は株主や大口の債権者達と協力体制をつくる必要がある。

合併の場合には、被合併会社は法律上消滅するのであるから、会社の閉鎖に属するという考え方もあるが、被合併会社の資産、負債、従業員等は新設会社または合併会社に移行し、新会社の下で新しい出発を始めるという思考に基づくから、会社再建の中に含めることができる。

合併には、法律上の合併と法律外の合併があり、法律上の合併には吸収合併と新設合併がある。法律外の合併にはいわゆる買収合併がある。

分割は、会社の不振部門を分割すること等によって会社再建に効果を発揮す

る。

しかし、分割について、わが国ではいまだ立法化されていない。分割を規定しているのは1966年のフランス会社法ぐらいである。したがって、わが国では、現物出資や営業譲渡等の規定を準用するしかない。ただし、課税上の問題があって、なかなか効果を上げにくいのが現状である。

裁判上の再建方法としては**和議**がまずあげられる。和議法の和議は、債権者集会における多数決の原則によって、一部の強力な債権者を抑制し、債務の一部免除または債務の支払猶予を実現するという効果を持つ。

しかし、この手続は、内部整理に関する規定が十分ではなく、破産原因が生じてから和議を開始するというのでは、すでに抵当権者がその権利を行使してしまうということもあり、会社再建の目的からいうと、必ずしも十分な手続とはいえない。

商法上の**会社整理**は、会社の内部整理を目的としており、会社債権者が少数で協力的である場合には、会社の再建方法としては適当であるが、対外的には、債務の免除、債務支払の猶予等を強制する力はない。また、整理計画遂行のためには、債権者全員の同意を必要とすることは大きな欠点である。

会社更生手続は、会社内部では財政上の整理を実施し、対外的には債権者を抑制し、対内・対外双方の関係を調整しながら、会社の起死回生を計り、再建を実現しようとする目的を有する。

すなわち、会社更生手続は、和議や整理の欠点を補い、開始原因の間口を広げ、一般債権者のみならず、担保権者および株主をもこの手続に参加させ、対立関係としてではなく、会社の利害関係者の立場から、会社の維持・更生のために互いに協力し合う手続である。

商法上の**清算**とは、会社が解散後、財産を整理するための手続である。

清算には、任意清算と法定清算があり、株式会社の清算は法定清算によることが規定されている。また、法定清算には通常清算と特別清算があり、とくに、株式会社に債務超過のような破産原因の疑いがあるときは、特別清算によることにしている。特別清算の特徴は、裁判所が特別な強制処分ができるこ

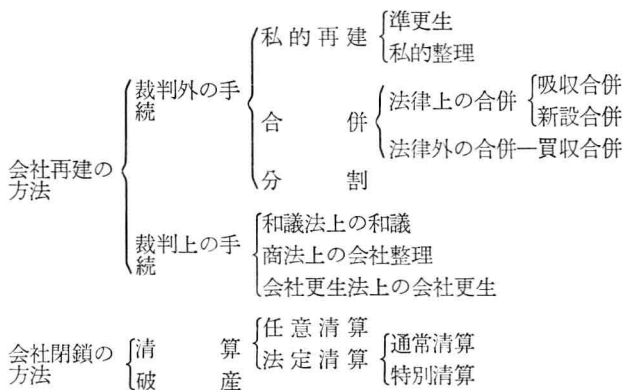
と、債権者集会の多数決による協定が認められることである。

破産法における破産は、会社が再建に失敗し、財政上破綻した場合に、その総財産を債権者に公平に与えることを目的とする裁判上の手続である。

また、最近では、企業が経営上困難となり、破産、清算、和議、会社整理、会社更生等を申し立てた場合を、「倒産」または「倒産企業」と呼ぶ習慣が一般的である。特に、法律学や経営学の分野で盛んである。

以上述べたこれらの関係を〔第1図〕と〔第2図〕に示す。

〔第1図〕



〔第2図〕

区 分	開 始 条 件	再建方法(または閉鎖方法)	会 計
私 的 再 建	法律上の条件はない。財政上困難になったとき任意に行われる。	法律上の規定はないが、株主の私財提供、減資、増資、債務免除等による。	再 建 会
合 併	会社間の契約により行われるが、公正取引委員会の認可が必要。	吸収合併、新設合併そして買収合併がある。	
分 割	法律上の条件はなく、会社が任意に行う。	法律上の規定がないので、現物出資や営業譲渡等による。	
和 議	破産原因のあるとき。	債務の一部免除、債務支払の猶予、減資、増資等による。	

会社整理		支払不能または債務超過に陥るおそれあるいは疑いあるとき。	減資，増資，債務の一部免除，債務の支払猶予等による。	計 倒 産
会社更生		①債務弁済につき事業の継続に著しい支障のあるとき。 ②破産の原因たる事実の生ずるおそれあるとき。	債務の一部免除と一部支払，減資，増資，社債の発行，合併，第二会社設立等による。	
清算	任意清算	会社解散のあるとき。	裁判外の清算手続	閉 鎖 会 計
	通常清算	同上	裁判上の清算手続	
	法定特別清算	①清算の遂行に著しい支障を来すような事情があるとき。 ②債務超過の疑いあるとき。	債権者集会の協定により裁判所が特別な強制処分を行う清算手続。	
破産		①支払不能 ②支払停止 ③債務超過	総財産をすべての債権者に公平に弁済する手続。	

第3節 破産制度から再建制度への歴史

英語の bankruptcy (破産) という言葉は、その語源をイタリア語の bancarotta [banca (銀行・机)+rotta (破壊)] に求める。イタリア語の bancarotta は、中世イタリアで支払不能に陥った金融業者の机を、怒った債権者が破壊したことからきているといわれる。

1673年のフランス商業条令では、破産に関する条令が規定されたが、これは詐欺破産者に対する罰則の規定であり、債権者保護の思想に基づくものであった。

その後1807年の商法典は、第三編に破産を規定し、懲戒主義・商人破産主義を採用した。したがって、債務者は破産によって債務の免責を受けず(非免責主

義)、債務は全額を返済するまで一生ついてまわった。また、非商人については、破産法が適用されず、別の規定で処分された。

一方、ドイツ破産法は、一般破産主義・懲戒主義を採用したので、商人のみならず、一般人も破産法の適用を受けた。懲戒主義の採用は、大陸法の特徴であった。

破産制度に免責主義を導入したのはイギリスが最初であった。イギリスにおける最初の破産規定は、1542年のヘンリー八世の時代に、ついで1571年のエリザベス一世の時代に見られる。

しかし、これらの規定は、大陸法と同じく、懲戒主義に基づいていた。すなわち、大法官と他の高官達は、詐欺破産者の財産を没収し、この財産を債権者達に分配するという権限を有した。しかるに破産者は、これによって債務を免除されなかったのである。

破産規定の中に、債務者救済の規定が初めて設けられたのは1705年であった。

それ以後、イギリス破産法には、免責主義が採用され、支払不能になった債務者の財産を債権者達に公平に分配し、正直な債務者を債権者達から解放し、新しい出発をさせることに目的がおかれた。

すなわち、イギリス破産法は、大陸破産法にない破産者救済の制度を発展させたのである。

しかし、イギリスにおけるこの免責主義の精神を受け継ぎ、さらに強力な再建の制度へ発展させたのはアメリカであった。アメリカは、債務者救済法の体系を確立したのである。

アメリカにおいては、1800年に初めて破産法が制定されたが、これは主として商人にのみ適用され、3年後に廃止された。

その後、アメリカ破産法は何回か改正された。1867年の3回目の破産法に和議に関する規定が設けられたが、活用されないまま1878年に廃止された。

アメリカには、支払不能に陥った会社を再建させる方法としては、判例法上発展した衡平法上のレシーヴァシップ (equity receivership) の制度があった。

しかし、1929年、ウォール街に始まった大恐慌はアメリカ全土をおおい、成